

(仮題) 国際経済秩序の変容についての研究  
—WTO 体制の現状と課題を中心に—

3. WTO 義務の現在 (非貿易的事項との関連を中心に)

“持続可能な漁業とラベリングの関係についての現状、そして今後”  
～EC・いわし表示ケース (2002年) の TBT 協定解釈への指摘から～

横浜国立大学国際社会学研究科 博士課程後期  
中里 智子

TBT 協定の解釈をめぐる主要な WTO 紛争である “ EC・イワシ表示ケース (2002年)” の判決は、TBT 協定についてのケースが少ないためもあってリーディングケースとなっている。これについて、HENRIC Horn と JOSEPH H. H. Weiler は「EC・いわし表示ケースについて：条文主義とその不満」においてその協定適用解釈に関する批評を著しており、研究会ではこれを紹介した。

他方、漁業の分野においては、世界的に漁業資源の枯渇が懸念される中、その漁業資源の状態や性質に応じた漁業を奨励する動きが高まっており、その一つに持続可能な漁業により漁獲された魚であることのラベリング、すなわち水産物エコラベルがある。これは、漁獲対象種 (大西洋タラや太平洋マサバなどの系群) に対して、対象種の最適利用や生態系に配慮した持続可能な漁法、資源管理体制がとられている魚であるという認証およびその制度である。国際基準としては、国際連合食糧農業機関 (FAO) において “Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Marine Capture Fisheries” が採択されている。この FAO ガイドラインにおいては、最低限の要件、基準、手続きが示されており、原則として WTO 規則と整合すべきことが記されている。現在のエコラベル制度策定状況を紹介しますと、最も早期に策定され、普及している MSC (Marine Steward Council) がある。スポンサーは世界野生保護基金 (WWF) とグローバル企業のユニリーバである。世界各国で普及しており、例えば米国のウォルマートは取り扱う水産物については原則 MSC を取得していることとされている。日本でも、2008年9月19日に、京都の機船底曳網漁業連合会 (京都府底連) が初めて取得した (ズワイガニとアカカレイ対象)。そのほかに日本の機関が策定している MEL ジャパンが認証を開始している。この水産物エコラベルの動きは今後ますます広く進んでいくことであろう。

この動き自体は漁業資源の持続的利用の観点から望ましいことであるが、その一方で、これが生産工程および生産方法 (PPM) による差別化として、貿易紛争へ発展する可能性も否定できない。特に、現在実施されているエコラベルの取得には多くの費用を要するものであることから、これを取得するのが困難な途上国の生産者などにとって「偽装された

保護主義」と受け取られかねないことも否定できない。このことを大阪大学の阿部顕三教授も指摘している<sup>ii</sup>。

これに対して WTO/TBT 協定はいかに応えているのか、また今後はどのように応えていくべきなのかについて「EC・いわし表示ケース」の判例およびそれに対する先の批評からみていく。

---

i “The WTO Case Law of 2002” The American Law Institute Reporters’ Studies, Cambridge University Press, 2005, p248-p275

ii 2007年9月27日付け日本経済新聞29面「経済教室」「環境政策と自由貿易第6 エコラベルの問題」